

納税

市税等納期限一覧

☎ 債権管理課 ☎34-6619 FAX31-4489 (南庁舎2階)

納期限	市県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税 (種別割)	国民健康保険	後期高齢者 医療保険料	介護保険料
4月末		1期	納期限は 5月末日			
5月末						
6月末	1期			1期		1期
7月末		2期		2期	1期	2期
8月末	2期			3期	2期	3期
9月末				4期	3期	4期
10月末	3期			5期	4期	5期
11月末				6期	5期	6期
12月末		3期		7期	6期	7期
1月末	4期			8期	7期	8期
2月末		4期		9期	8期	
3月末				10期		

※12月は25日が納期限。各納期限が金融機関休業日に当たる場合は翌営業日となります

納付場所 次の市指定金融機関など(本店とすべての支店) 【令和5年4月1日現在】

三菱UFJ銀行、みずほ銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行、百五銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、岡崎信用金庫、瀬戸信用金庫、豊田信用金庫、碧海信用金庫、信用組合愛知商銀、イオ信用組合、東海労働金庫、あいち豊田農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局(愛知、岐阜、三重、静岡)、豊田市役所内指定金融機関窓口、全国のコンビニエンスストア

- 市税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、各支所・出張所、駅西口サービスセンター(T-FACE A館 7階)でも納付できます
- 市役所内指定金融機関窓口では、市税・保険料については午前9時～午後4時まで納付できます

Pay-easy(ペイジー)による納付方法

パソコン、携帯電話、ペイジー対応のATMなどから市税を納付することができます。

■対象

市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税

■利用できる金融機関

市の指定した各金融機関

※詳しくは市ホームページをご覧ください、各金融機関にお問い合わせください

■利用にあたって

納付に振込手数料はかかりませんが、ATMの時間外利用など一部のサービス利用については、手数料がかかる場合もあります。パソコン、携帯電話で納付する場合は、利用金融機関への事前申込みが必要です。

☎ 債権管理課 ☎34-6852 FAX31-4489

地方税お支払サイトによる納付方法

地方税お支払サイトから市税を納付することができます。



対象

市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税

利用できる決済手段

クレジットカード、ペイジー、インターネットバンキング等

利用にあたって

対応しているクレジットカードブランド、スマートフォン決済アプリ、金融機関等については地方税共同機構のホームページをご覧ください。

☎ 債権管理課 ☎34-6852 FAX31-4489

スマートフォン決済アプリによる納付方法

スマートフォン決済アプリで市税・保険料等を納付することができます。

対象

市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、介護保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)等

利用にあたって

納付書に二次元コードかバーコードが記載されている場合に利用することができます。アプリによって導入及び支払いの手順が異なります。

※詳しくは市ホームページをご覧ください

☎ 債権管理課 ☎34-6852 FAX31-4489

口座振替をご利用ください

口座振替とは指定された預貯金口座から自動的に市税などに振り替えて納める制度です。申込みは、①預貯金通帳とその届出印 ②納税(入)通知書か領収書を持って市指定金融機関かゆうちょ銀行・郵便局へ(郵送専用申込書での申込みも可能)。毎月15日までに申し込むと翌月末の納期限のものから振替が始まります。

残高不足などにより、納期限に振替ができなかったものについては、翌月末日に一度だけ再振替をします(一括納付扱いで振替できなかった場合は、第1期分について再振替します)。

☎ 債権管理課 ☎34-6852 FAX31-4489

延滞金について

納期限を過ぎた場合には、延滞金が加算されることがありますので、期限内納付をお願いします。

☎ 債権管理課 ☎34-6852 FAX31-4489

市税の減免、納税猶予

納税義務者それぞれの状況に応じて、市税の減免や納税が猶予となる場合があります。

個人市民税

天災その他特別の事情がある場合、生活保護を受けている場合、所得がなく生活が困難な場合など

☎ 市民税課 ☎34-6617 FAX31-4488

固定資産税

生活保護を受けている場合、災害などに遭った場合、ひとり親、障がいのある人で、一定の基準に該当する場合

☎ 資産税課 ☎34-6618 FAX31-8969

軽自動車税(種別割)

身体障がい者手帳等の交付を受け、一定基準に該当する人が所有する場合など

☎ 市民税課 ☎34-6877 FAX31-4488

納税猶予

本人や親族の病気やケガ、災害や盗難などにより納期限までに納税できない場合

☎ 債権管理課 ☎34-6619 FAX31-4489

豊田市版環境減税

再生可能エネルギーの導入促進と家庭・地域内でのエネルギーの地産地消、移動の脱炭素化の推進に寄与する、一定基準を満たす対象資産(①スマートハウス、②再生可能エネルギー発電設備、③電気軽自動車等)を取得された場合は、固定資産税や軽自動車税(種別割)の減免対象になる場合があります。

☎ 資産税課 ☎(①34-6983、②34-6613) FAX31-8969

☎ 市民税課 ☎(③34-6877) FAX31-4488



市税に関する証明書・閲覧

☎ 市民課 ☎ 34-6625 FAX34-6191 (南庁舎1階)

市税に関する証明書の交付及び閲覧は、市役所市民課、支所、出張所、駅西口サービスセンターで行っています。

(注) 西部コミュニティセンターにおいて、証明書交付及び閲覧業務はお取り扱いしておりません。

証明・閲覧の種類等

(★印は委任状を要します。●印は取扱いができるものを示します。手数料は1枚又は1件につきです。)

証明書・閲覧の種類	主な使用目的	本庁	支所・出張所	駅西口	手数料
所得課税証明書(注1)	★ 融資、住宅の入居、年金手続	●	●	●	200円
	★ 保育園入園、福祉医療等手当等の申請	●	●	●	無料
事業証明書(注2)	車の登録、農地転用	●	●	—	200円
納税証明書	★ 融資、保証人、指名願い(入札)	●	●	●	200円
	軽自動車継続検査(車検)	●	●	●	無料
土地証明書(車庫証明用)	自動車の車庫証明用	●	●	●	200円
登録事項証明書(評価額証明書)	★ 融資、登記、相続税・贈与税の申告	●	●	●	200円
公課証明書	★ 競売の申し立て、税金の精算	●	—	—	200円
家屋証明書(建築確認用)	建築確認	●	●	●	200円
住宅用家屋証明書	登録免許税の軽減	●	—	—	1,000円
登録事項閲覧	★ 土地家屋の税額確認、確定申告	●	●	●	150円
償却資産課税台帳登録事項証明書	★ 融資	●	—	—	200円
償却資産課税台帳登録事項閲覧	★ 資産確認、確定申告	●	—	—	150円
評価額通知書(注3)	★ 登記	●	●(注4)	—	無料

(注1) 所得課税証明書は、コンビニ交付及び電子申請も可能です。詳しくは市ホームページを御覧ください。

(注2) 法人の事業証明は市民課及び支所・出張所で、個人の事業証明は本庁の市民税課で発行します。

ただし、個人の事業証明についても支所・出張所で発行できる場合がありますので、詳しくは市民税課にお問い合わせください。

(注3) 交付できるのは、非課税の土地等及び地目変更登記のために評価額算出が必要な土地等に限りです。

(注4) 旭・足助・稲武・小原・下山・藤岡支所でのみ取扱い



税金

■ 交付申請に必要なもの

- 本人及び同居の親族(市内同一世帯)…本人確認書類、手数料
- 代理人(★印の証明)…本人確認書類、委任状(署名・押印のあるもの。法人の場合は社印)、手数料
※法人の場合、法人の代表者による申請でも、社印が必要です。

チェック ポイント!

市税ガイド:市税を分かりやすく紹介した冊子です。市民税課や市政情報コーナーで配布しています。

税金などについて詳しく知りたい時は

税	内容	問合せ
市税	市税の納付に関する事(国民健康保険税を含む) 市税の口座振替・過誤納金に関する事	債権管理課(☎34-6619、FAX31-4489)
	市税の証明・閲覧に関する事	市民課(☎34-6625、FAX34-6191)
	個人市・県民税に関する事 法人市民税に関する事 軽自動車税(種別割)に関する事 市たばこ税・鉱産税・入湯税に関する事 事業所税に関する事 固定資産評価審査委員会に関する事	市民税課(軽自動車税(種別割)の事☎34-6877、 そのほか☎34-6617、FAX31-4488)
	固定資産税(土地・家屋・償却資産)・都市計画税に関する事	資産税課(土地の事☎34-6987、 家屋の事☎34-6983、 償却資産の事☎34-6613、 名義・送付先の事☎34-6618、FAX31-8969)
	国民健康保険税に関する事	国保年金課(☎34-6637、FAX34-6007)
保険料	後期高齢者医療保険料に関する事 ※ただし、保険料の納付に関する事は介護保険課	福祉医療課(☎34-6959、FAX34-6732)
	介護保険料に関する事 後期高齢者医療保険料の納付に関する事	介護保険課(☎34-6634、FAX34-6034)
	国民年金保険料の納付に関する事	豊田年金事務所(☎33-1123、FAX33-1211)
国税	所得税・相続税・贈与税など国税全般に関する事	豊田税務署(☎35-7777)
県税	県民税・事業税・自動車税など県税全般に関する事	豊田加茂県税事務所(☎32-3383)



税金